

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 6 7 号	令和 8 年度宝塚市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	可決 (全員一致)	9 月 1 0 日
議案第 6 8 号	令和 8 年度宝塚市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	可決 (全員一致)	
議案第 7 3 号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 4 号	宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 5 号	宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 6 号	令和 7 年度宝塚市水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 7 7 号	令和 7 年度宝塚市下水道事業会計決算認定について	認定 (全員一致)	
議案第 8 0 号	工事請負契約（(都) 荒地西山線道路新設改良工事(その 3)）の変更について	可決 (全員一致)	
議案第 8 1 号	財産（救急自動車）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 8 3 号	公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 4 号	公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 5 号	市道路線の認定及び認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第 8 6 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 7 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 8 8 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	

議案第 8 9 号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	9 月 1 0 日
-----------	---------------	--------------	-----------

審査の状況

① 令和 8 年 9 月 7 日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

② 令和 8 年 9 月 1 0 日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

③ 令和 8 年 1 0 月 2 日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

(◎は委員長、○は副委員長)

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 6 7 号 令和 8 年度宝塚市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案の概要 補正後の令和 8 年度宝塚市水道事業会計予算 収益的収入及び支出 水道事業収益の予定額 52 億 8,393 万 3 千円（2,989 万 3 千円の増額） 水道事業費用の予定額 54 億 568 万 6 千円（1,336 万 8 千円の増額） 資本的収入及び支出 資本的収入の予定額 12 億 1,500 万 1 千円（1 千円の増額） 資本的支出の予定額 25 億 3,498 万 2 千円（1 億円の増額） 予定支出の各項の経費の金額の流用 ・過年度損益修正損に不足が生じた場合における営業費用からの流用 重要な資産の処分 ・土地の売却 施設用地（亀井浄水場跡地）5,081 m²
論 点 なし <質疑の概要> 問 1 水道事業会計から下水道事業会計への 1 億円の長期貸付金について、市場金利が上昇している中、0.01%の低金利で貸し付けることのメリットとデメリットはどう考えているか。 答 1 今回の 1 億円の長期貸付金は、令和 8 年度の下水道事業の運営上 1 億円程度不足する可能性があり、設定したものである。利率については、なるべく短い期間かつ低い利率での貸付けを検討している。経営戦略において、令和 10 年度に下水道使用料の改定を想定しており、その使用料改定を前提に、令和 10 年度末を返済期限として見込んでいる。このことから貸付期間は 2 年間ほどを考えている。市中銀行、指定行の利率を勘案し、水道事業が大きく損をしないように水道事業の資金運用の一環と考えられる利率の範囲での貸付になるように考えている。 問 2 亀井浄水場の売却について、鑑定で約 3 億 9 千万円とか約 3 億 8 千万円と出ているのに、なぜ、プロポーザルで設定した最低売却価格が 3 千万円以上ということになるのか。 答 2 亀井浄水場の売却のプロポーザルについては、浄水場の建物の解体条件付きのプロポーザルになっており、大きな建物や地中の工作物などの撤去が条件であり、多額の解体費用が必要となる。今回の最低売却価格の設定は土地の価格からこの費用を差し引いたものではなく、売却に際して局が直接負担した経費の合計額となっている。

問 3 亀井浄水場の近隣は介護施設や戸建住宅などが密接しており、狭い道路も多い地域であり、施設の解体の際に生じる騒音やトラックの走行など難しい課題がある。これらに対して配慮されているのか。

答 3 現在協議している事業者には、プロポーザル審査会の際に、解体では振動、騒音、埃などの問題が出てくることを話している。また、そういった問題を大変懸念しているということを契約協議の中でも伝えている。今後も市民から何か意見があった場合は、局から事業者に対し、市民に丁寧に話をして欲しいということを伝えたい。

問 4 亀井浄水場の売却に関し、土壌調査の必要があれば開発事業者が行うとのことだが、何か出てきた場合に市にも影響があるのではないか。

答 4 局が使っている薬品については、化学薬品を水道の処理の中で使っているが、土壌汚染対策法上で規制されるようなものは使っていない。今回は、地歴調査という形で、土地の履歴や、過去に使用していた薬品を公表しており、いわゆる土壌汚染が出る薬品は使っていないことを明示している。

問 5 自治会やまちづくり協議会の方からの声もあり、住民説明は大事だと考えている。今回の住民説明についてどのように進めていくのか事業者との話は詰まっているのか。

答 5 事業者が自治会に説明する機会を設けるという話を聞いているので、局としてはそれをフォローしていく考えである。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 6 8 号 令和 8 年度宝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）		
議案の概要		
補正後の令和 8 年度宝塚市下水道事業会計予算		
収益的支出		
下水道事業費用の予定額 46 億 8,044 万 1 千円（100 万円の増額）		
・営業運転資金に充てるため水道事業会計からの長期借入 1 億円		
予定支出の各項の経費の金額の流用		
・過年度損益修正損に不足が生じた場合における営業費用からの流用		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 1 億円の長期借入金について、2 年間で返せる根拠は何か。		
答 1 下水道使用料の改定について検討をしている中、経営戦略をベースにした上で、そこに流域下水道維持管理費負担金が増加している傾向なども考慮して、収支の見通しをつくっている。その中で、期間内に 15 億 7 千万円を返済する予定としており、さらにこの 1 億円についても返済する予定で計算したところ、今のところキャッシュの支払いができると見通しを立てている。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 7 3 号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
開発行為の完了に伴い、都市計画法に基づき本市に帰属した口谷西第 5 公園を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1 住宅側には目隠しフェンスが設置されていることや出入口が狭いことで夜間は公園内が見えにくい。防犯上の安全性についてどのように考えているか。	
答 1 住宅側は目隠しフェンスにより見えないようにしているが、境内側はメッシュフェンスとしているため、一定の見通しは確保されている。ただし、全体的に見ると奥まった場所にあることから防犯上の懸念があることは認識している。公園管理者としては、適切な維持管理を徹底し、ごみの散乱を防ぐことで、利用者が集いやすい環境を維持することが防犯上も有効であると考えている。	
問 2 消防用防火水槽が設置されている区域については、子どもが立ち入ってもよいところか。	
答 2 仕上げとして土間コンクリートを打設しマンホール蓋を設置していることから、区域に立ち入ることに問題はない。	
問 3 高木の維持管理費用や高木はいらないという市民の声を踏まえた上で今回の公園をつくったのか。	
答 3 高木等に関して、民間開発においてはガイドラインに基づき指導しており、緑化推進の観点から高木の確保を求めている。高木を不要とする指導は行っておらず、帰属を受けた公園については適正に管理していく方針である。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 7 4 号 宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
景観法の改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
なし		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 7 5 号 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1 資料の中に非常災害廃棄物処理の再々委託を可能とするとあるが、再々委託によって不法投棄につながる可能性が高くなると思うが、不法投棄につながらないような方策を市として何か考えているか。 答 1 廃棄物の処理については、再々委託などは適切に処理を行う上で原則禁止とされているが、非常災害時には特にそのような対応が必要となっている。国からの説明がまだのため、具体的にどのような措置がとられるかはわからないが、廃棄物処理における特殊な条項だと認識しており、国や県からの説明を聞き対応したいと考えている。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 7 6 号 令和 7 年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

令和 7 年度水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額 53 億 1,480 万 4,440 円

支出総額 50 億 7,731 万 8,939 円

差し引き 2 億 3,748 万 5,501 円の黒字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は 1 億 6,474 万 9,613 円の純利益となった。

資本的収支

収入総額 8 億 8,489 万 6,685 円

支出総額 19 億 1,630 万 3,818 円

差し引き 10 億 3,140 万 7,133 円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 管路更新について、年間 10 キロメートルの更新目標に対し、実績は 4 キロメートル程度になっている。今後年間目標を達成するために具体的な見直しを考えているか。

答 1 今年度を始期とする水道ビジョン 2035 では、年間の更新延長にこだわらず、耐震化として、まず、救急告示病院につながる管路を更新し耐震化することを計画している。また、管路の老朽化更新については、年間 10 キロメートルという厳しい目標から切り換えて、更新率でいうと年間約 0.3%進めるような計画に今回見直した。この計画に基づいて管路更新を進めていきたいと考えている。

問 2 最近の豪雨災害で地下の設備が浸水し、水道、電気の供給が停止した事案が発生している。水道局の浄水場等の施設で地下に受変電設備が設置されている箇所においては、止水対策やポンプアップができるように対策されているのか。

答 2 過去に造った施設の多くは、電気系統の設備は地上で、ポンプに関しては地下というのが一般的であり、昨今の豪雨などを考えると浸水の可能性は否定できないと考えている。一方で、例えば大事な施設である武庫川の横にある小浜浄水場、川面浄水場は、過去に浸水対策工事として、施設と前面道路との境にパネルを設置できるようにしたことと、さらに 2 回線の受変電設備の電源を確保した。このような対策を浸水対策として実施してきた。

問3 支払いが滞り、給水停止措置に至ったものは何件程度あるのか。

答3 令和7年度の給水停止の執行件数は、1年間で224件。そのうち完納があり給水続けた件数が129件、分納誓約をした件数が26件で、給水停止を継続している件数が69件となっている。

問4 今回の供給単価と給水原価の差はどれくらいか。

答4 令和7年度は供給単価が168.7円で給水原価が191.5円となっており22.8円の差が生じている。ただ今回実施した基本料金の減免を考慮すると供給単価が180.5円という状況になる。供給単価については想定より大きく減少していないと認識しているが、給水原価については年々増加しており、今回の料金改定では料金の単価に物価の高騰までを乗せることができていなかった。

問5 今後の受水率に関して何か計画はあるのか。

答5 現在の計画では、右岸地区は阪神水道企業団からの受水に、左岸については県営水道の受水と小浜浄水場、惣川浄水場になっており、西谷地区については県営水道の水という状況である。今後は自己水をどうしていくかという議論になるが、この点については水道ビジョン2035の中では明確になっていないことから、今後しっかり検討した上で判断していきたい。阪神水道事業団からの受水量を増やすことについては、本市が増やして欲しいと言っても簡単ではないので、阪神水道企業団の構成市とも協議をしながら進めていきたいと考えている。

問6 自己水の中で、昔は深井戸や浅井戸があったが、PFASのことで、井戸をなかなか使えないことになってきた。自己水の確保に関して、川下川ダムと井戸との関係は、どのようになっているか。

答6 少し前までは井戸の水は水質が安定しているということで、安定的な水源は地下水であると一定の認識をしていたが、この有機フッ素に関する部分で、前提条件が大きく変わった部分がある。一方で、浅井戸に関しては、経年変化も見られるのもう少し経過を見て判断する考えである。

惣川浄水場に関しては、川下川ダムの存続が直結している。また、ダムだけではなく、ダムと浄水場と水を通してトンネル、この3つがワンセットで、将来的に更新が必要なのか、またはどこまで安全性が保てるのかを検討する必要があると考えている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	認定（全員一致）

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 7 7 号 令和 7 年度宝塚市下水道事業会計決算認定について
議案の概要 令和 7 年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。 収益的収支 収入総額 42 億 8, 294 万 4, 083 円 支出総額 44 億 3, 718 万 6, 563 円 差し引き 1 億 5, 424 万 2, 480 円の赤字となり、消費税等に伴う経理処理をした結果、当年度は 2 億 451 万 5, 474 円の純損失となった。 資本的収支 収入総額 14 億 5, 253 万 2, 704 円 支出総額 29 億 2, 422 万 3, 130 円 差し引き 14 億 7, 169 万 426 円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。
論 点 なし <質疑の概要> 問 1 下水道事業は当年度 2 億円を超える純損失を計上しており、水道事業会計から下水道事業会計への長期貸付金も 15 億 7 千万円に上っている。将来的に使用料改定により市民負担が生じることとなった場合、市としての経営努力の姿勢をどのような形で示していく考えか。 答 1 下水道事業は令和 7 年度から赤字に転じており、現状のまま推移すると、赤字が続く見通しである。下水道使用料の収益は約 20 億円程度であるのに対し、流域下水道維持管理費負担金が約 10 億円と収益の約半分を占めている状況にある。流域下水道の老朽化が進行しており、今後も費用の増加が見込まれる。本市は管路の維持補修等を実施しているが、処理場を保有しておらず、処理については流域下水道に依存せざるを得ない状況であり、本市として経費削減に取り組める範囲が限られている。職員数も水道事業と比較して少ない中で運営しており、現在水の官民連携の導入準備を進めているところである。民間の力を活用しながら、流域下水道の施設も利用しつつ、安全な下水道処理を進めていかなければならない状況にある。財政改善に向けた明確な見通しを示すことが困難な状況ではあるが、経営努力を継続しながら、使用料改定についても市民の理解が得られるよう丁寧に説明を進めていくほかないと考えている。 問 2 武庫川下流域における緊急工事等に伴う負担金として多額の費用が発生してお

り、令和7年度は10億円を超え、その後の見込みも膨大な金額となっている。このような見通しの中で、今後の事業運営体制への影響をどの程度見込んでいるか。

答2 流域下水道維持管理費負担金は今後も右肩上がりで増加し、最終的には相当な金額に達する見込みである。本市単独で対応できる問題ではないことから、流域の構成市と連携して、更新の必要性や効率的な維持管理の方法について、武庫川下流流域の管理を担う兵庫県や猪名川流域の豊中市との協議の場において意見交換を行っている。引き続き流域の構成市と協力しながら、市民負担の軽減に向けて中身をよく見ていく考えである。

問3 不明水対策を実施することで増加を抑制できるとのことであったが、対策自体に対する費用対効果は明確になっているか。

答3 令和3年度の有収率が77.7%に対し、令和4年度は84.7%に改善している。この改善は、現在実施している対策と同様に流量計の測定や現場確認により漏水、侵入水の発生箇所を特定し、集中的に工事を実施した結果によるものである。なお、下水道の有収率は降雨日数によって不明水量が変動するという特性があるが、現在の対策については令和3年度、4年度の対策実績に基づくものであり、一定の効果があると考えている。

問4 使用料改定については現在審議会に諮問中とのことだが、答申の時期及び今後のスケジュールはどうか。

答4 審議会には令和8年4月に諮問しており、現在審議中である。令和8年度末を目途に答申をまとめていただけるよう進めていきたい。令和9年度春に最終答申をいただいた上で、使用料改定を行う内容であれば令和9年度秋までに議会への報告及び使用料改定に関する議案の提出を行い、その後約半年間の周知期間を経て、早ければ令和10年度から使用料を改定することが財政上では必要と考えている。

問5 管路の耐震化において、重要な污水管路の耐震化率の目標値が100%とされているが、実績が82.62%にとどまっている。新たな指標と統合して耐震化を進めるとのことだが、もともと100%を目指していた部分は今後も100%を目指すのか。また、現在の見通しではいつ頃100%達成の見込みか。

答5 重要な污水幹線の耐震化については、令和8年度に中筋污水幹線及び宝塚污水幹線の工事が完了しており、現時点で約90%に達している。残りの約10%については、新たな上下水道一体の耐震化計画の中で取り組む方針であり、簡易診断を実施することで補助金の獲得につなげ、令和11年度までに新たな指標のもとで完了させたいと考えている。

委員間討議 なし

討	論	なし
審 査 結 果	認定（全員一致）	

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 80 号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3））の変更について	
議案の概要	
都市計画道路荒地西山線道路新設改良工事（その 3）について、現地状況を踏まえた受注者との協議により、工事内容の変更が必要となったことから、契約金額を 8,155 万 5,100 円増額し、6 億 6,601 万 400 円に変更しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1	増額項目の中に雨水管内の固形物除去があるが、除去後に再び固形物が堆積することはないか。
答 1	雨水管内の固形物については、調査の結果、土中に含まれるアルカリ性成分と二酸化炭素が結合して生成された炭酸カルシウムが堆積したものと判明した。上流側が工事中の為、長期に渡り土砂がむき出しの状態となっていることが主な原因と考えられる。今後、工事の進捗に伴い上流側の舗装が完了すれば土砂の流入が改善されることから、同様の事態は生じにくくなると考えている。
問 2	防護柵については、もともと設置が予定されていたにもかかわらず当初契約に含まれておらず、今回の変更契約で追加となっている。最初から含めておくべきではなかったか。
答 2	防護柵は阪急電鉄の軌道を保護するために必要な施設であるが、設計が完了していない段階で本工事を先行して発注したため、仕様が未確定であり当初契約に含めることができなかった。設計の完了と現場の進捗状況を踏まえ、今回の変更を含めて施工することが効率的と判断したものである。
問 3	本線の冠水について、まだ供用開始していないから問題ないという判断は理解できない。満水状態になることを認識した上で放置したのはどのような理由か。
答 3	本線に隣接する、生活道路である側道が冠水する事象が発生していたことから、生活道路である側道を守るために未供用の本線側へ水を逃がし対応していた。なお本線の雨水管については完全に詰まっているわけではなく、雨水管の約 8 割程度が詰まっている状態。今回の変更契約により、その詰まった固形物を除去し、本来の排水機能を回復させることとしている。
委員間討議 なし	
討 論 なし	

審 查 結 果	可決（全員一致）
---------	----------

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 8 1 号 財産（救急自動車）の取得について	
議案の概要	
近年、増加を続ける救急需要に適切に対応するとともに救急体制の充実強化を図るため、救急自動車 1 台を更新整備し、西消防署栄町出張所に配置しようとするもの。 取得金額 3,707 万円 相手方 兵庫トヨタ自動車株式会社	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1 当初の段階で実施していた一括契約を分離契約に変えた理由は。 答 1 分離契約に変更した理由は、平成 25 年度の産業建設常任委員会において、救急自動車を一括契約により購入する議案の審査の中で、車両と積載する資機材を別契約とし、それぞれの価格競争によって、救急車の購入費用を抑える方法もあるという意見があった。この意見を受けて、他市町の状況等を研究し、平成 26 年度から車両と資機材を分離して契約することとした。 問 2 救急対応の際に、マイナ保険証で、既往歴などが救急車の中で分かるようになっていのか。 答 2 マイナ救急は、本年 4 月 1 日から運用が開始されている。マイナナンバーカードに登録されたマイナ保険証があれば、救急隊が専用のタブレット端末により既往歴や、薬の処方歴、かかりつけ病院を確認することができる。使用率としては市内で 10% 程度、他市においても同程度となっている。 問 3 これからは、一括契約による調達を行う考えなのか。 答 3 しばらくは一括契約による調達を行う予定としている。今後は、市場の状況等も踏まえ、調達方法を検討したい。	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 8 3 号 公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について	
議案の概要	
令和 9 年(2027 年)4 月 1 日から令和 14 年(2032 年)3 月 31 日までの間における宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場の指定管理者として、株式会社駐輪サービスを指定しようとするもの。	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1	キャッシュレスなど新しい決済手段を導入する具体的な計画はいつごろか。また、そういった設備を更新する費用の負担は指定管理者が持つのか、それとも市の負担になるのか。
答 1	キャッシュレス決済への対応については、指定管理者の募集要項の中に含めており、指定管理料の中に含めるようにしたため、指定管理者の負担となる。来年の 4 月 1 日に一斉に全部というのは難しい部分もあるかもしれないが、来年度中にはすべてキャッシュレス決済に対応できる方向で進めている。
問 2	市内各所にレンタル自転車の貸出拠点が設置されているが、今回の指定管理者が収益性も含めてレンタサイクルを自ら企画・実施することは可能か。
答 2	募集要項にレンタサイクルやシェアサイクルへの協力について記載している。
問 3	現在の指定管理者におけるモニタリングで C 判定がついている部分について、次期事業者への説明を行い、対応できる状態ということでよいか。
答 3	対応できる事業者を指定している。
問 4	委員が 5 人のなか 1 人欠けてしまった場合、事前に他の委員にお願いするなどの対応はできなかったのか。
答 4	今回の選定委員の 1 人が前日に急遽体調不良でご連絡いただき、当日も難しいとのことだった。他の 4 名のスケジュール的なものもあり、どうしても別日への変更が難しかった。なお、指定管理の選定に関する要綱では、過半数の選定委員の出席があれば可決できることになっており、その規定に基づいて対応した。
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 8 4 号 公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について	
議案の概要	
令和 9 年(2027 年)4 月 1 日から令和 14 年(2032 年)3 月 31 日までの間における宝塚市立長谷牡丹園の指定管理者として、特定非営利活動法人西谷仕事人を指定しようとするもの。	
論 点 なし	
＜質疑の概要＞	
問 1 来園者について、地域の人と地域外の人割合はどれくらいか調査しているか。	
答 1 令和 8 年の入園者数について、宝塚市内が約 29%、宝塚市を除く県内が約 55%、県外が約 16%であった。	
問 2 牡丹園の道路を挟んで向かいにある駐車場について、今回の指定管理者の管理対象に含まれるのか	
答 2 指定管理者の管理対象である。	
問 3 非公募で 1 団体のみの選定となっているが、競争性や公平性の観点から、本来は複数団体がいた方がよいと考えているのか、それとも 1 団体でよいと考えているのか。	
答 3 本施設については設置の経緯や地域の皆様と協力して運営しているという施設の性質上、現時点では非公募による指定を考えている。ただし今後、長谷牡丹園や周辺施設等を取り巻く環境の変化などによっては、公募も視野に入れた検討が必要になってくる場合もあるのではないかと考えている。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

令和 8 年第 3 回（9 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第 8 5 号 市道路線の認定及び認定変更について 議案第 8 6 号 市道路線の認定について 議案第 8 7 号 市道路線の認定について 議案第 8 8 号 市道路線の認定について 議案第 8 9 号 市道路線の認定変更について
議案の概要 （議案第 8 5 号） 口谷西 3 丁目における開発行為に伴う都市計画法に基づく土地の帰属により、市道路線を新規に認定及び認定変更しようとするもの。 （議案第 8 6 号から議案第 8 8 号まで） 都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定しようとするもの。 （議案第 8 9 号） 都市計画道路競馬場高丸線事業により市道路線を認定変更しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問 1 1202 号線が、自転車 1 台通れるかどうかという道路になっているが、このような道路も市道として指定するのか。 答 1 1202 号線は既存の路線である。既存路線のうち、今回開発されたところの道路部分と重なっている部分について、元あった起点の部分をずらした。
委員間討議 なし
討 論 なし
審 査 結 果 議案第 8 5 号 可決（全員一致） 議案第 8 6 号 可決（全員一致） 議案第 8 7 号 可決（全員一致） 議案第 8 8 号 可決（全員一致） 議案第 8 9 号 可決（全員一致）